

質問 L0-01

教科書や練習問題などで、「総務大臣は・・・」と書かれている場合と「総合通信局長は・・・」と書かれている場合があります。どのような違いがあるのですか。

回答

総務大臣は、電波行政の（すなわち電波法を執行する）総責任者です。

また、総務大臣の電波行政の権限の一部は、電波法第104条の3において総合通信局長に委任されています。

具体的にどのような権限が総合通信局長に委任されているかは、電波法施行規則第51条の15に明示されています（教科書p5、p11など参照）。

ちなみに、アマチュア局の場合、無線局の免許、変更の許可などは総合通信局長に委任されていますので、総合通信局長が事務を行い、アマチュア無線局の免許状には〇〇総合通信局長という表記とともに総合通信局長の印鑑が押印されています。

本講座においては、アマチュア無線に着目して、電波法及び電波法施行規則で総合通信局長に権限が委任されている場合は、「総務大臣は・・・」とは書かず、「総合通信局長は・・・」というようにアマチュア無線家に身近な記述にしています。

教科書、中間試験、判定試験及び修了試験は、このような記述で統一しています。

一方、本講座の中でも演習問題や練習問題は、国家試験の過去問題をそのまま引用したものですので、権限が委任されているか否かにかかわらず「総務大臣は・・・」との記述になっています。

このようなことから、表現の不統一が発生していますが、両者は同じ意味合いだと理解して頂いて差し支えありません。